

札幌市告示第 1595-2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

- 1 指定管理者の名称  
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
名 称 札幌市こどもの劇場  
所在地 札幌市東区北 27 条東 15 丁目
- 3 管理を行わせる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 統括管理業務
  - (2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
  - (3) 事業の計画及び実施に関する業務
  - (4) 施設の利用等に関する業務
  - (5) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項  
利用料金制度を採用し、その額については、指定管理者が札幌市こども劇場条例別表の規定による使用料の額の範囲以内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。